

職業能力開発促進法施行規則等の 一部を改正する省令案の概要

平成29年7月

技能検定「接客販売職種」の職種新設について

1 技能検定試験の概要

- ① 「接客販売職種」は、百貨店を含む広く小売業において、店舗で顧客と対面し接客することで販売する業務に従事する職種。
- ② レディースファッション販売、メンズファッション販売及びギフト販売を行うに当たり必要な技能を対象とし、複数等級（1級、2級、3級）による試験を実施。
- ③ 業界団体である日本百貨店協会が、試験を実施する指定試験機関として指定申請。

2 職種新設の背景・理由

- ① 平成26年度から2年間にわたり、厚生労働省委託事業「業界検定スタートアップ事業」を実施。
- ② 既存検定試験の延べ有資格者は約2万8千名であり、平成28年度受検者数は1,300名となっており、継続的な需要があること。
- ③ 全国の百貨店の従業員数は約7万4千名、うち大都市10都市では約4万3千人、10都市以外の地区では3万1千人おり、職種の対象労働者が全国的に相当数存在していること（日本百貨店協会発行「平成28年度『統計年報』」より）。

3 申請内容の審査

- ① 日本百貨店協会から、「接客販売職種」の指定試験機関の指定申請（平成29年6月）。
- ② 職業能力開発専門調査員に、申請内容について意見聴取を行ったところ、適切であるとの回答を得た。

4 今後のスケジュール

- ① 職種新設に係る改正省令等は、平成29年8月中に公布、同日施行予定。
- ② 平成29年度下期からの試験実施を予定。

技能検定「フィットネスクラブ・マネジメント職種」の職種新設について

1 技能検定試験の概要

- ① 「フィットネスクラブ・マネジメント職種」は、トレーニングジムなどの運動施設を有し、利用者に提供する事業所の管理運営業務に従事する職種。
- ② 運動施設や顧客の管理・店舗運営を行うに当たり必要な技能を対象とし、複数等級（1級、2級、3級）による試験を実施。
- ③ 業界団体である一般社団法人日本フィットネス産業協会が、試験を実施する指定試験機関として指定申請。

2 職種新設の背景・理由

- ① 平成26年度から2年間にわたり、厚生労働省委託事業「業界検定スタートアップ事業」を実施。
- ② 事業所数は平成21年は3,273件、平成24年は3,760件、平成26年は4,902件と増加しており、事業所数増による運営管理者の需要が増加していること（総務省「経済センサス-基礎調査」（平成21年・26年）及び「経済センサス-活動調査」（平成24年）より）。
- ③ 1県当たりの事業所数は100件超が10都道府県、50～99件が10府県、20～49件が22県、19件以下が5県となっており、職種の対象労働者が全国的に相当数存在していること（総務省「経済センサス-活動調査」（平成24年）より）。

3 申請内容の審査

- ① 一般社団法人日本フィットネス産業協会から、「フィットネスクラブ・マネジメント職種」の指定試験機関の指定申請（平成29年6月）。
- ② 職業能力開発専門調査員に、申請内容について意見聴取を行ったところ、適切であるとの回答を得た。

4 今後のスケジュール

- ① 職種新設に係る改正省令等は、平成29年8月中に公布、同日施行予定。
- ② 平成29年度下期からの試験実施予定。

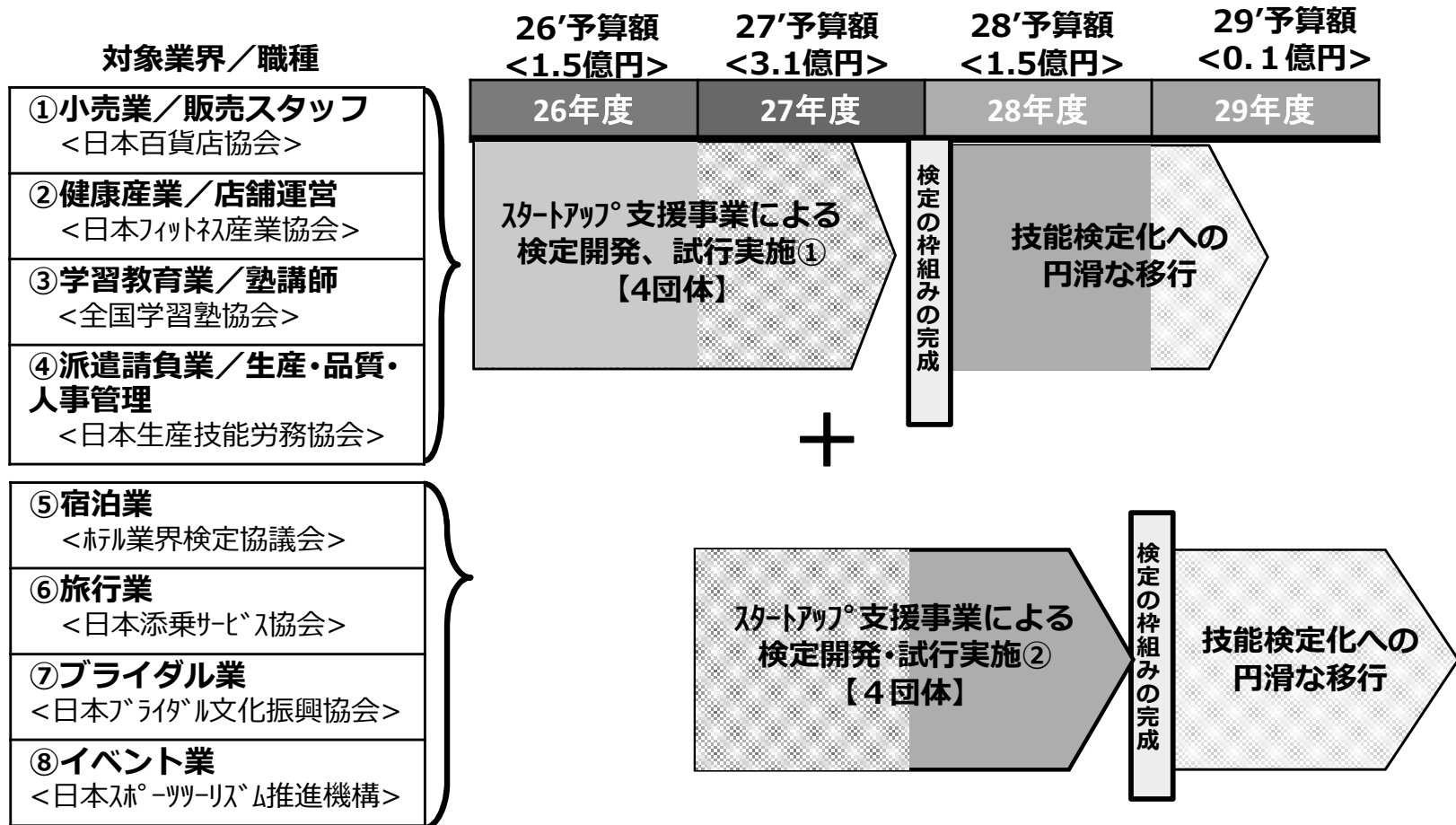
『業界検定スタートアップ支援事業』による「業界検定」の整備

- 日本再興戦略改訂版(H26年6月閣議決定)の政府方針等を踏まえ、対人サービス分野を重点とした検定制度の整備を図るため、平成26・27年度は2カ年計画のモデル事業(それぞれ4業界)の開発に着手。
- 平成29年度は、検定の枠組みが完成した業界に対して、円滑な技能検定への移行に向けた技術的指導等を実施する。

業界検定の対象業界の考え方

- ジョブ型労働市場
- 非正規雇用労働者の活用が進みキャリア形成上の課題あり
- 雇用吸収力あり
- 業界検定の開発・運用、採用・人事の基準として活用
の意思が明確

→対人サービス分野を主に想定。
→業界検定の開発・活用の意思を有する業界団体から、企画競争を通じ、事業計画の具体性・見込まれる効果等の観点により選定



【参考】日本再興戦略 改訂2015（平成27年6月30日 閣議決定）(抄)

対人サービス分野を重点とした成長分野における技能検定の整備を推進するとともに、業界内共通の検定と連関性を持つ実践的な企業単位の社内検定の普及促進を図る観点から、これらの検定に取り組む業界団体や企業等に対する積極的な支援を進める。